

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

現在、幼保連携型認定こども園については函館市が条例を定めて認可を行い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型および地方裁量型認定こども園）については、北海道が条例を定めて認定を行っていますが、平成30年6月27日に公布された第8次地方分権一括法により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、平成31年4月から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が中核市に移譲されることとなりました。

本市においても、北海道から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の移譲を受けることとなるため、当該認定等の事務を実施するにあたり、認定の要件を定める条例を制定するものです。

認定こども園の類型

類型	特徴	法的性格
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ	学校および児童福祉施設
幼稚園型	幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ	学校 (幼稚園＋保育所機能)
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ	幼稚園機能＋保育所機能

2 条例制定の基本的な考え方

条例の制定にあたっては、法に掲げる基準^{※1}に従い、主務大臣が定める基準（国基準）^{※2}を参酌して定めることとされています。また、認定こども園の認定は、北海道からの権限移譲であることから、現在本市の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に適用されている北海道の基準^{※3}と同等の内容とすることを基本としますが、安全性の確保について、認定こども園の類型に関わらず一定の水準を確保する必要があると考えられる一部基準については、市独自の基準を設けることとし

ます。

※ 1 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）

※ 2 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）

※ 3 （1）北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成 18 年北海道条例第 78 号）

（2）北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成 26 年北海道規則第 84 号）

3 基準の内容

従うべき基準（従）・・・国の基準に従い定める基準

参酌すべき基準（参）・・・国の基準を参酌して定める基準

項目	国基準（主な内容）	本市の考え方
幼稚園，保育所または保育機能施設の認定の要件（認定こども園法第 3 条第 2 項各号） （従）	① 幼稚園が認定を受ける場合，幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，教育のための時間終了後，在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う。 ② 保育所または保育機能施設が認定を受ける場合，保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，保育を必要とする子ども以外の満 3 歳以上の子どもを保育し，かつ，満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。 ③ 子育て支援事業のうち，当該施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。	国基準と同様
連携施設の認定の要件 （認定こども園法第 3 条第 4 項各号） （従）	① 次のいずれかに該当する施設であること。 ・保育機能施設において，満 3 歳以上の子どもに対し，学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ・保育機能施設に入所していた子どもを引き続き連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。 ② 子育て支援事業のうち，当該施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。	国基準と同様
職員配置に関する基準 （参）		
職員配置 （国基準第 2 の 1）	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳以上児 30 : 1 ただし，常時 2 人を下回らない。	国基準と同様

学級編成 (国基準第2の2)	・満3歳以上の教育時間相当利用児ならびに教育および保育時間相当利用児に共通の4時間程度について学級を編成 ・各学級に少なくとも1人の学級担任を配置 ・1学級の子どもの数は原則35人以下	国基準と同様
職員資格に関する基準 (参)		
満3歳未満の子どもの保育従事者 (国基準第3の1)	保育士資格が必要	国基準と同様
満3歳以上の子どもの教育および保育従事者 (国基準第3の2)	保育士資格および幼稚園の教員免許状の併有が望ましい。(いずれかでも可)	国基準と同様
学級担任 (国基準第3の3)	幼稚園の教員免許状が必要(保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園にあっては、意欲、適性および能力等を考慮して適当と認められる者等の一定の要件を満たす場合に限り、保育士資格を有する者でも可とする。)	国基準に加え、保育所型認定こども園および地方裁量型認定こども園においても一定程度の教育の質を確保する観点から、「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」第5条第4項において定める基準と同様、学級担任として保育士を配置する場合にあっては、当該認定こども園の学級担任の3分の1以上は幼稚園の教員免許状を有する者とする。
満3歳以上の子どもの保育従事者 (国基準第3の4)	保育士資格が必要(幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園にあっては、意欲、適性および能力等を考慮して適当と認められる者等の一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園の教員免許状を有する者でも可とする。)	国基準に加え、幼稚園型認定こども園および地方裁量型認定こども園においても一定程度の保育の質を確保する観点から、「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」第5条第3項において定める基準と同様、満3歳以上の子どもの保育従事者として幼稚園の教員免許状を有する者を配置する場合にあっては、当該認定こども園の満3歳以上の子どもの保育従事者の3分の1以上は保育士の資格を有する者とする。
認定こども園の長 (国基準第3の5)	教育および保育ならびに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理および運営を行う能力を有する者	認定こども園の長は、最低限、幼稚園または保育所の運営に精通している必要があることから、「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」第5条第5項において定める基準と同様、認定こども園の長は、幼稚園の園長となる資格を有する者または保育所の所長となる要件を満たす者とする。

施設設備に関する基準 (参)		
施設の位置 (国基準第4の1)	連携施設の建物およびその附属設備は同一の敷地内または隣接する敷地内に設ける。	国基準と同様
園舎面積 (国基準第4の2)	1学級 180㎡ 2学級以上 320㎡+100㎡×(学級数-2) ※園舎面積には、満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を含めない。 ※既存施設が保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、次の基準を満たすときはこの限りでない。 ① 保育室または遊戯室 満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上 ② 乳児室 満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上 ③ ほふく室 満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上	国基準と同様
保育室または遊戯室等の設置 (国基準第4の3)	保育室または遊戯室、屋外遊戯場および調理室を設ける。	国基準と同様
保育室または遊戯室の面積 (国基準第4の4)	満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上 ※既存施設が幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、園舎(満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)の面積が次の基準を満たすときはこの限りでない。 1学級 180㎡ 2学級以上 320㎡+100㎡×(学級数-2)	国基準と同様
屋外遊戯場の面積 (国基準第4の5)	1 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 2 次に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積以上 ・2学級以下 330㎡+30㎡×(学級数-1) ・3学級以上 400㎡+80㎡×(学級数-3) ※既存施設が保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満たすときは2の基準を満たすことを要しない。 ※既存施設が幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは1の基準を満たすことを要しない。	国基準と同様
屋外遊戯場の場所の例外 (国基準第4の6)	保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園にあっては、子どもが安全に利用できる場所であること等の一定の要件を満たす場合、屋外遊戯場を認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。	国基準と同様
食事の提供 (国基準第4の7)	原則自園調理とするが、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、園の管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること等の一定の要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により行うことができる。	国基準と同様
調理室の設置の例外 (国基準第4の8)	幼稚園型認定こども園については、自園調理で食事の提供を行う子どもの数が20人未満であり、調理設備を備えている場合、調理室を備えないことができる。	国基準と同様
乳児室またはほふく室の設置および面積 (国基準第4の9)	満2歳未満の子どもの保育を行う場合、乳児室またはほふく室を設ける。 乳児室 満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上 ほふく室 満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上	国基準に加え、乳児室とほふく室を同一の部屋としている場合の安全性の確保に配慮するため、「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定め

		る条例」第6条第10項において定める基準と同様、同一の部屋で保育する場合、ほふくしない子どもについても満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上とする。
保育機能施設等において、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を2階以上に設ける場合の建物の構造・施設・設備の基準 (国基準に定めなし)	定めなし	幼稚園の2階以上に保育室または遊戯室を設ける場合および保育所の2階以上に乳児室、ほふく室または遊戯室を設ける場合には、建物の構造、施設および設備に関する基準が設けられていることから、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設または地方裁量型認定こども園についても安全性を確保するため、2階以上に乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を設ける場合の建物の構造、施設および設備に関する基準について、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第35条と同様の基準を設ける。
その他の基準 (参)		
教育および保育の内容 (国基準第5)	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領および保育所保育指針に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものとする。	国基準と同様
保育者の資質向上等 (国基準第6)	子どもの教育および保育に従事する者の資質は教育および保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること等の点に留意して、子どもの教育および保育に従事する者の資質向上等を図る。	国基準と同様
子育て支援 (国基準第7)	単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること等の点に留意して実施する。	国基準と同様
管理運営等 (国基準第8)	・多様な機能を一体的に提供するため、1人の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行う。 ・保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、開園日数および開園時間は、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。 ・保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努める。 ・児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭等の利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。また、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮する。 ・耐震、防災、防犯等子どもの健康および安全を確保する体制を整える。 ・自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上に努める。	国基準と同様

		・建物または敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をする。	
職員資格に関する特例 (国基準附則第3～第7)	・最低2人の職員配置となっている基準について、年齢別で定める職員の配置基準により算定される職員の数が1人となる時間帯において、当分の間、2人のうち1人は、「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者」にすることができる。 ・満3歳未満の子どもの保育に従事する者および満3歳以上の子どものうち教育および保育時間相当利用児[※]の保育に従事する「保育士の資格を有する者」については、当分の間、「幼稚園の教員免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者」をもって代えることができる。(配置しなければならない「保育士の資格を有する者」の3分の1を超えてはならない。) ※ 保育所と同様に1日に8時間程度利用する者 ・満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者」については、当分の間、「小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者」をもって代えることができる。(配置しなければならない「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者」の3分の1を超えてはならない。) ・1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員数が、利用定員に応じて必要となる職員数を超える場合における認定こども園に配置しなければならない「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者」については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員数から利用定員に応じて必要となる職員数を差し引いて得た数の範囲で、「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者」にすることができる。(配置しなければならない「幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者」の3分の1を超えてはならない。)	職員資格に関する特例は、保育の担い手を確保するための緊急的・時限的な措置であるが、本市においては待機児童が発生していないことから、国基準と同様の特例は設けない。	

4 施行日

平成31年4月1日